

まちづくりだより

第一整備地区

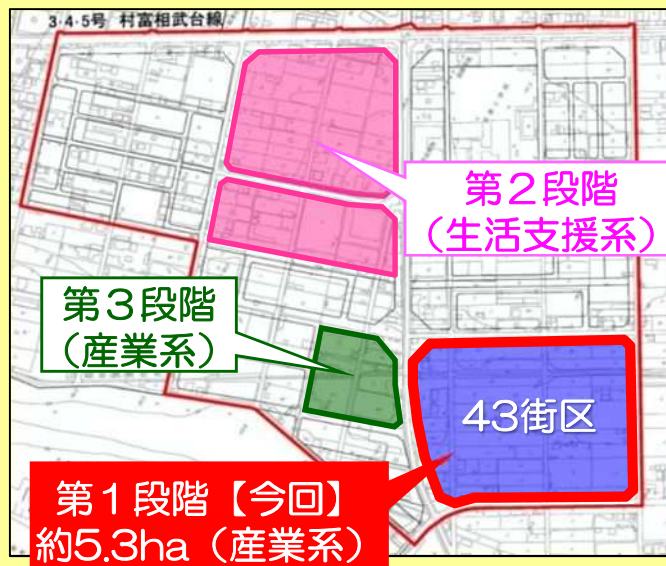
第11号

◆企業選定に係る取組みを進めています!!

当事業では、産業・みどり・文化・生活などが融合した「新たな都市づくりの拠点」や、市内外の産業需要を支える「新たな産業創出の拠点」の形成を目指しています。

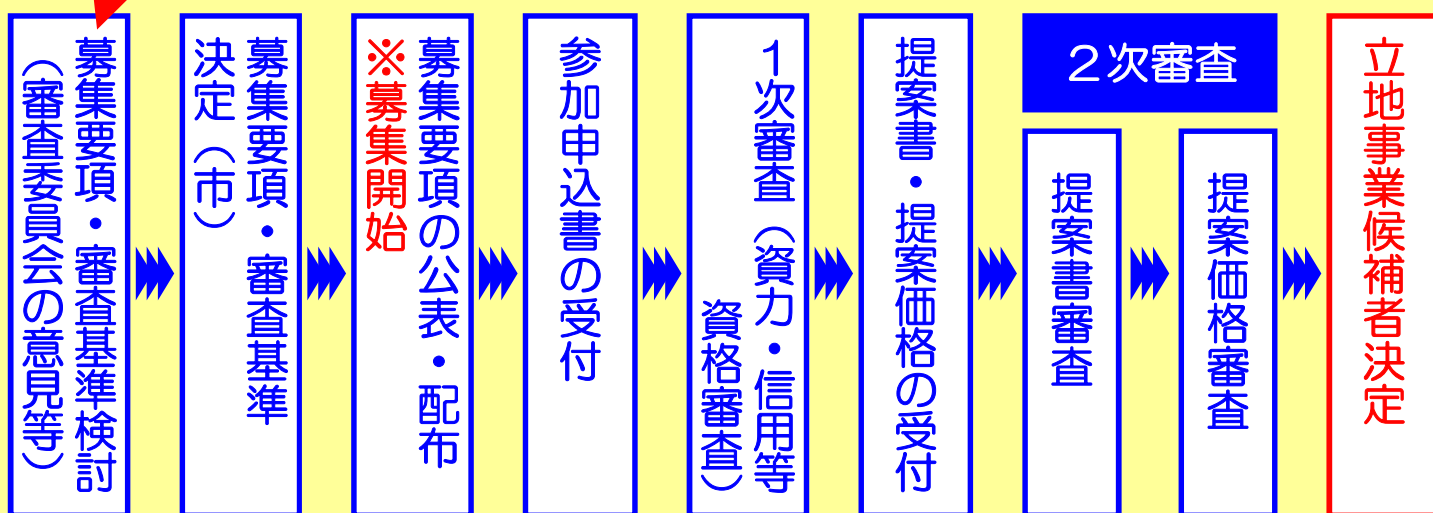
この様な事業の趣旨に沿って、企業を誘致するため、立地事業者を広く募集し、選定していきます。

先ず第1段階として、産業系共同売却街区（43街区）に係る進出企業の選定に向けた取組みを進めています。



現在

基本的な流れ（想定）



今回の企業選定にあたっては、提案書に係る審査（審査委員会）と提案価格に係る審査（市）の審査結果に基づき、総合評価により市が立地事業候補者を決定する方針としています。

【企業選定審査委員会】

- ・土地区画整理審議会委員（2人以内）
- ・公募地権者（対象街区：2人以内、対象外：3人以内）
- ・学識経験者（4人以内） ・市職員（3人以内）

また、企業選定については、皆さまの仮換地にも関係する取組みとなりますので、権利者の皆さまを対象とした説明会を開催します。

説明会の開催につきましては、3面を参照して下さい。

◆進出企業の選定について

今回の募集では、産業系土地利用の拠点（新たな産業創出の拠点）となる企業を誘致するため、進出に係る方針等の提案と仮換地及び保留地の取得価格に対する提案を求め、総合評価により決定する方針としています。

提案を求める内容（想定）

① 提案の趣旨

★全体計画の概要、本事業への支援策などについて

② 事業計画

★事業の内容、運営・管理方法、事業実績などについて

③ 施設計画

★施設の概要、環境対策・周辺交通への対策などについて

※内容については、審査委員会の意見等を踏まえ、市が決定します。

④ 地域への貢献

★雇用・地域の活性化、地域との関わり方などについて

⑤ 提案価格（取得単価）

★換地及び保留地の取得単価
※別に定める基準単価以上とします。



提案書審査
(提案①～④) ⇒ 審査委員会

価格審査
(提案⑤) ⇒ 相模原市

(提案書審査の得点) + (価格審査の得点) = 総合評価点
総合評価点が一番高い応募者を「立地事業候補者」に決定

※募集要項の内容は、市ホームページにて公表を予定しております。

◆企業選定に係る説明会の開催について

権利者の皆さまを対象とした説明会を開催します。
企業選定に係る取組み等をご説明させていただきますので、皆さまぜひご参加いただけますようお願いいたします。

対象者

開催日時：平成29年12月10日（日）

午前10時00分より （43街区に換地を申し出ている方）

午後1時30分より （43街区以外に換地を申し出ている方）

※午前と午後の対象者が異なりますので、注意してください。

会場：清水建設(株) 相模原麻溝台造成作業所 1階 大会議室

内容：企業選定に係る取組みについて など

清水建設株式会社
相模原麻溝台造成作業所
相模原市南区
麻溝台2977番地
☎ 042-711-6922



【お車でお越しの方】

駐車場がございます。

【バスでお越しの方】

◇小田急 相武台前駅から
神奈中バス「台13又は相27」
麻溝台公園前下車



◆土地区画整理審議会の開催報告等

「**土地評価基準細則に係る指数1個当たりの単価（地中障害物関係）**」の報告、「**保留地処分に関する規則**」を諮問し、同意する旨等の答申をいただきました。

【第12回審議会】平成29年9月14日（木）

○保留地処分に関する規則について【諮問】

土地区画整理審議会委員を選任（変更）しました。

原光宏様（旧土地区画整理審議会委員【学識経験者】

やましたあきら

が転勤のため、新たに「山下明良」様を土地区画整理審議会委員【学識経験者】として選任（変更）しました。



◆権利変動等に伴う届出のお願い

土地区画整理事業区域内の土地について、**売買、相続**等により所有権に変更があった場合、又は**引越し**等により**住所に変更**があった場合は、**当事務所までご連絡**いただきますようお願いいたします。

◆保留地処分規則・地中障害物への対応について

保留地処分規則とは、本事業で計画した保留地の処分方法（一般又は指名競争入札、抽選、随意契約）を定めた規則です。

【当事業における保留地の区分】

- 一般保留地** 下記以外の保留地
- 付保留地** 申出換地時に地権者が希望した保留地
- 買戻し保留地** 地中障害物等を金銭で負担する場合の保留地
- 一体利用保留地** 仮換地と一体的に利用する保留地
- 公益保留地** 公益的施設用地として利用する保留地

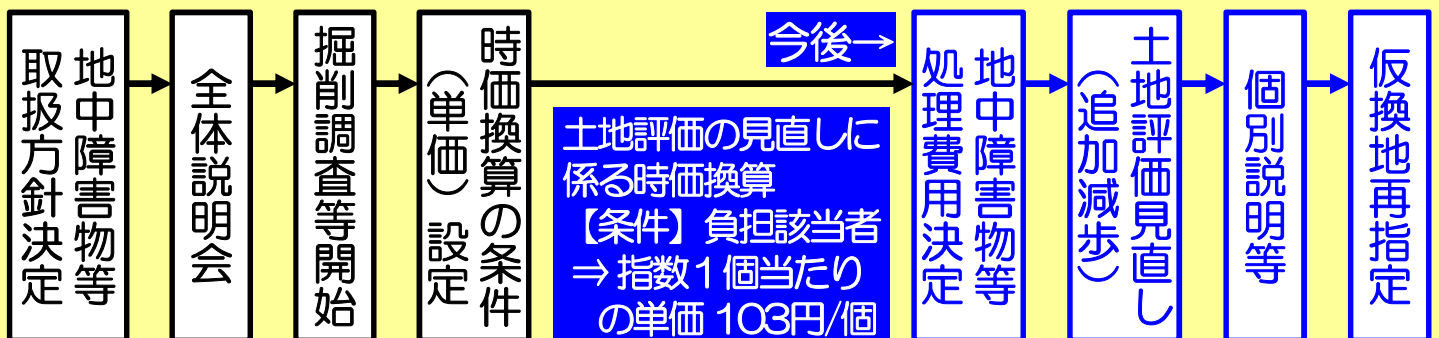
【処分方法（売払方法）】

- 一般競争入札** 複数の者に自由に入札させ決定
- 指名競争入札** 参加者を指定し入札させ決定
- 抽選** 参加者の中から抽選により決定
- 随意契約** 特定の者を選んで売却

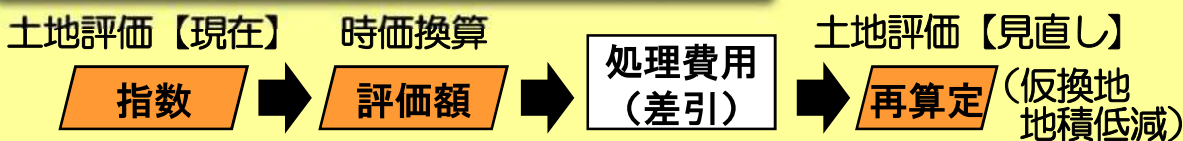
皆さまに関係が深い「付保留地」と「買戻し保留地」は、売却先を特定する必要があるため、随意契約により手続き等を行います。

地中障害物への対応については、本事業で決定した地中障害物等の取扱方針に基づき、現地掘削調査や土地評価の見直しに係る時価換算評価額の条件設定等について手続きを進めてきました。

今後は、調査結果に応じて、地中障害物等に係る処理費用の決定、追加減歩に係る土地評価（従前地・仮換地）の見直しを行っていきます。



土地評価の見直し方法（イメージ）



ご意見やご不明な点がございましたら下記事務局までご連絡ください。

【事務局】

相模原市都市建設局まちづくり事業部
麻溝台・新磯野地区整備事務所

TEL : 042-769-9254 FAX : 042-754-8490

